

令和４年度第１回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和４年８月１７日（水）午後２時００分～午後４時３０分
場 所	会議室２Ａ
委 員	吉田 省三 委員長（元長崎大学 経済学部教授） 本村 三郎 委員（税理士） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 山下 雄一 委員（弁護士） 勝井 智裕 委員（元長崎県職員）
市関係出席者	金子副市長、松本総務部長 《事務局》岩永契約管財課長、濱田契約検査班長、前田主査 《工事主管部署》 ・教育総務課…濱口班長、入江主任、吉岡主査 ・有明支所…吉本支所長、伊藤支所次長 ・スポーツ課…福島班長 ・耕地水産課…本多課長、森瀬班長、福山主査 ・環境課…林田班長、立川主事 ・道路課…森課長、小林班長、高原主任 ・都市整備課…吉田課長、宇土班長、吉田主査
報告事項	令和３年度入札執行状況等について
抽出事案審議	令和３年度発注工事の審議について
審議対象期間	令和３年４月１日 ～ 令和４年３月３１日
抽出事案	１３件 ※各委員から２件以内で抽出（重複あり） ※中止となった令和３年度第２回入札監視委員会審議案件含む
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

(1) 報告事項 令和3年度入札執行状況等について	
意見・質問	回 答
「人員確保ができない」という理由で契約を辞退した業者を指名停止しているが、人員確保ができなかった理由はコロナ感染によるものなのか。	具体的な聴き取りは行っていないが、下請け業者を確保できなかったことにより辞退されたものと考えている。
仮に理由がコロナ感染によるものだった場合、「不正又は不誠実な行為」に該当すると思うか。	指名停止を行う場合は、建設工事指名選定委員会で審議を行うが、そのような理由を加味したうえで審議・決定されると思われる。

(2) 抽出事案審議 令和3年度発注工事の審議	
審議① 三会中学校キュービクル更新工事	
意見・質問	回 答
諸経費は直接工事費に対して一定の率で標準的に決まっているものでないのか。	諸経費は県が公表している電気設備工事積算基準に従って算出しており、積算に大きな差が生じることはないと考えている。
諸経費を設計額よりも7割ぐらい落としたら、最低制限価格を下回ることには明らかであると思う。業者が本気で落札しようとするなら、設計額よりも少しだけ落として応札するはず。諸経費を落としたから設計額が適正という説明はおかしいと思う。失格となるのを想定して応札しているのであればわかるが、そうでなければここまで諸経費を落としてこないはずである。応札したいずれの業者も総額が1千万円を少し超えるぐらいで、これぐらいで工事ができると判断したと思うので、そもそも設計額が高かったのではないかという疑問が生じる。	本来であれば、最低制限価格は直接工事費と諸経費それぞれで90%という考え方になるが、諸経費をそれだけ落としたということは企業努力であると考えている。
企業努力をしても、それだけ落とせば失格になると業者はわかっていると思う。直接工事費が適切に積算されていると思えば、直接工事費を80～85%にした上に、さらに諸経費を落とせば失格になるのは明らかで、実際そういう応札をしている。従って、直接工事費が業者の積算と市の設計	設計については、設備設計業者へ業務委託し積算を行っている。また、刊行本や積算基準書等を根拠として積算を行っており、見積単価はすべて公表している。従って、積算金額に大きく影響するものではなかったと考えている。

額とでかなり乖離していて、予定価格が高めに設定されていないかという疑問になる。質問の内容を変えれば、どういう根拠に基づいて設計額を決めたのか。	
見積単価も公表しているのであれば、なぜこのような違いが出るのか疑問である。なぜそういうことになったか、あとで検討する必要があると思う。通常と異なるような結果が出ているのであれば、しっかり分析してほしい。	直接工事費のうち80%は公表単価となっている。そのうち74%はキュービクル本体となっており、積算はそこまで難しいものではなく、そこまでの違いは生じないと考えている。
審議② 有明福祉センター高圧ケーブル及び高圧受電設備更新工事	
意見・質問	回 答
協議ができる範囲の基準が公表されていないので、その基準が妥当どうかチェックのしようがない。非公表とするのは、どういう意図があるのか。	非公表とした経緯は承知していないが、公表することで、予定価格が類推される可能性があり、業者の見積額に影響が及ぶと判断したためと考える。
積極的に取りにいく工事で1者だけ協議ができなくなった場合、一般的には基準の範囲内なのか疑問が生じ、不公平感が生じる可能性がある。予定価格の何パーセントと機械的に算出できるようにした方が、業者も取りにいきやすくなる面もある。協議できる範囲の基準は公表してもよいのではと考える。	他市の取扱い等を参考にしながら対処していきたい。
予定価格を超過している場合に協議ができ、ランダム係数の結果で失格となった場合には協議ができないという矛盾がある。どうにかならないか。	ランダム係数の出方次第で失格となる者がいる一方で、予定価格を少しだけ超過していても協議できるという不均衡さは理解できるので、何か対応できないか検討してみたい。
審議③ 有明プール屋根換気窓改修工事	
意見・質問	回 答
予定価格を変更した理由が、板金工事の単価を実勢価格に近付けるためという説明であるが、この件に限らず可能なのか。それとも、このような工事だからなのか。	建築工事については、単価の採用順序で、県の単価から刊行物の平均値、最後に業者見積の最低額としている。本件については、県単価がなかったため、刊行物の平均値を採用したが、それでも高額での応札であったため、内容を精査したところ、この単価では難しいと考え、今回は実勢価格に近付けるため業者見積を採用した。

審議④ 赤野ため池浚渫工事	
意見・質問	回 答
発注時期を早めるということだけでは根本的な対策にはならないと考える。他に対策は考えてないのか。	今のところは他の対策は考えていない。
時期だけの問題ではない気がする。ため池の特殊性を考えたときに、単価を上げることができれば受注意欲が増すかもしれない。その他の対策も検討してほしい。	今年度発注のため池浚渫工事は落札されている。県の基準により適正に積算を行っており、不落になれば入札を再度実施するしかないと考えている。
県は何らかの条件に基づいて単価を決めていると思うが、その条件が島原市の工事に当てはまるのか。そうでない場合に県の単価を使うのはおかしいと思う。	県は地区ごとに単価の設定をしている。管内では島原振興局がため池工事の発注を行っている。市独自の単価はないため、県の単価を使っているところである。
県と市が発注しているため池工事の規模は同じか。	規模は県営ため池の方が若干大きいと思われる。
県の単価を一律に適用するのではなく、現場の特性に応じて調整することはできないのか。	現場の状況に応じて特殊な歩掛を用いることもある。
ため池のような特殊な工事は調整が必要と思うがどうか。	設計にあたり現場条件を加味したうえで、可能な部分は積算に反映していきたい。
審議⑤ 荒牧ため池浚渫工事	
意見・質問	回 答
県の場合、発注見通しを四半期に分けて公表しているが、市も同じように行っているか。	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令で、地方公共団体は予定価格が250万円を超えるものについて公表義務があり、本市についてもホームページに掲載し公表している。
入札時期が遅れると工期が限られ業者には負担となる。また、浚渫土砂を運ぶにあたり地域からのクレームや農業者との調整も必要となることが辞退の理由にあると思う。なるべく入札が1回で終わるような発注の方法を考えてほしい。	—
赤野ため池浚渫工事と参加した業者は違うはずであるが、辞退が多い理由が、人員不足や特殊なため経験者が少ないなど全く同じである。業者に聞いてもやはりその理由に集約されるのか。	業者からは海苔やワカメの養殖の関係で漁協との調整が大変であると聞いている。また、施工したときに泥水が川に流れたり、運搬する土砂が道路に落ちて汚れるため後始末が大変であるとのことである。設計にみえ

	ない部分の苦労が絶えないうえに儲けが少ないというのも聞いている。ため池の浚渫工事は他の地域には少なく、慣れた技術者がいないというのもあるようである。
	土砂の搬出が主になるので、搬出業者を下請けに入れば、かなり利益が圧縮されるのではと考えている。
儲けがないという話であれば、業者の話を説明し、県の単価の見直しを考えてもらうべきである。	—
海苔の養殖業者との調整費用や、泥の搬出による清掃費用をカバーするような単価設定はできないのか。	道路清掃については諸経費に計上しているが、業者としては清掃に手間がかかるので汚したくないと思っており、その部分に気をとられているのではと考えている。
海苔の養殖業者との調整を発注者が行うことはできないのか。	工事の発注前に漁協に施工時期等の相談に行っている。契約後も受注業者と施工のお願いに行っている。
審議⑥ 中河川河床工事	
意見・質問	回 答
現場までの通路や川の流水の中での作業など厳しい条件での工事であるが、不落が多かったのは、技術者が確保できなかったことが一番大きいのか。	人員不足が一番大きいと思われる。また、水替えの作業は業者から敬遠されるため、作業のやりやすい現場に集中しているような傾向にある。
業者の意見等を聞きながら、より受注しやすい環境をつくってもらいたい。	—
設計変更を行っているが、この程度の額の変更で意味があるのか。作業が困難であることを考慮するのであれば、特殊性を考慮して単価を変えることはできないのか。	設計を変更したのは、作付時期の関係で通れなくなったため、当初の予定からルートを変更したもの。現場までいく仮設道路の費用は適正に計上している。
護岸の崩落が極めて高かったということだが、どの程度危険と判断して発注したものか。	護岸の下の方は、完全に浮いた状態であり、いつ崩落してもおかしくない状況であった。その部分のみ予算を計上し発注した。
受注まで約３ヶ月かかっている。そこまで緊急性が高かったのであれば何か工夫できなかったのか。	施工時期については地元と調整しており、その間はコーンを立てて人が通らないような対策はしている。
契約が３月２２日で、工期が３月３１日となっているが、工期内の完成を前提に発注したのか。それとも、次年度繰越の話をして応札されたものか。	繰越予算が議会に承認されないと、４月１日以降の工期が設定できない。入札時は承認されていないため、そのような工期設定をしている。繰越前提の話はできない。

入札参加業者は、工期内に完成という前提で応札しているのか。	現実的には難しいと思われるため、繰越ありきで応札されたものと判断している。
仮に議会で承認されなかった場合はどうなるのか。	履行できないため、市が契約を解除することになる。
審議⑦ 中河水路災害復旧工事	
意見・質問	回 答
特になし	
審議⑧ 中河水路災害復旧工事（その２）	
意見・質問	回 答
周囲に住宅があるわけでもなく、道路にも面していないが、急いでやらないといけない工事と判断したのか。	地元からの要望を受け、国の災害査定を経て、年度内に完成という前提で発注した。
現場の状況に応じた積算というのは、どの程度の幅でやれるものか。	河川であるため、鉄板敷きなどの仮設工や水替え工など、現場の状況に応じて変えながら積算を行っている。
審議⑨ しまばら斎場火葬炉設備更新工事	
意見・質問	回 答
見積価格を確認する方法がなければ、業者が出したとおりの価格になってしまう。例えば、同業者の過去の随意契約の価格はどうかであったかなど、何らかの確認ができないのか。	他自治体の火葬炉設備は仕様や設計が異なり比較ができない。今後は、同業者が過去に更新を行った同一の設備について確認を行いたい。
今回の規模の設備更新は初めてか。	排気ファンオーバーホールと熱交換器メンテナンスブロックについては初めてである。バグフィルターろ布については過去にあったと思うので確認したい。
審議⑩ 国道２５１号線温泉配湯管及び熱源送湯管撤去工事	
意見・質問	回 答
受注する意欲がないのに明らかに高い又は低い価格で応札しても意味がなく、本来は辞退すべき。辞退しても不利益は受けないはずであり、徹底できないのか。	一昨年から、入札案件ごとの辞退届とは別に、一定期間の参加を辞退する「入札参加辞退届」の提出をお願いしているが、なかなか提出がされない状況である。
指名しないように届け出るのではなく、指名されたときに参加しないという意味を明確にしてもらった方がよいと思うので、辞退するように発注者から働きかけることはできないのか。	指名競争入札は２者以上の参加で実施する。業者の中には、入札を成立させる意味で参加だけするようなことも考えられる。辞退を働きかけることについては、意見として受け止めたい。

審議⑪ 東城内線ほか電線共同溝整備工事（３工区）	
意見・質問	回 答
参加した２者ともほぼ正確に積算できていると思われるが、うち１者は積算より上積みして応札しており不自然である。理由は何か把握しているか。	技術者不足、国や県の工事の受注などが考えられる。
仮に入札までに辞退者が出て、応札者が１者だけの場合どうなるのか。	入札参加資格者が３者あり、その後入札までに辞退が出て参加が１者になっても入札は実施する。
審議⑫ 堀町縦線交差点改良工事（２工区）	
意見・質問	回 答
２回目の入札で設計を変更した理由は何か。	早期に完成する必要があったため、工事を分割し工期を短縮した。
審議⑬ 杉山団地解体工事	
他の解体工事で、本件のような低い応札額が集中した事例はないのか。	昨年度、市営住宅の解体工事の入札を２件実施しているが、いずれも落札率は約９０％程度であった。入札参加者の各応札額については資料を持ち合わせていない。
１者だけ辞退しているが理由は何か。	工期内の完成が困難という理由である。
解体工事に標準的な歩掛はあるのか。	基本的に運搬と電気・機械設備の解体については、県の単価、足場や建物の取壊しについては刊行物の単価、廃棄物の処分は見積である。
本工事で見積の部分もある程度あったのか。	見積については産業廃棄物の処分費で単価は公表している。
積算の方法について正しくやっているのは承知しているが、結果がこれだけ違うと、どこかに想定外のものが存在するのではないか。例えば数量が少なめとか多めになってなかったか、というのを尋ねている。	工事を発注した後、業者が縦覧設計書を確認するが、数量についての誤りはない。

《審議案件に関する委員会の所見》

審議の結果、審議①「三会中学校キュービクル更新工事」については、予定価格の妥当性について再調査を行うことにした。また、審議⑨「しまばら斎場火葬炉設備更新工事」については、過去の市発注工事との比較を行い価格の妥当性について確認を行うことにした。

その他の案件については、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保について問題は認められず、適正に処理されていた。

追記事項

不調・不落対策として実施している入札結果アンケートについて、次回委員会から、集約したものを資料として配布することになった。